

広池千九郎博士の道德思想の形

——「自然の法則」という言葉の比較構造分析を通して——

立木教夫

目次

- 一、はじめに——問題意識と方法
- 二、「自然の法則」という言葉の比較構造分析
 - (一) 『道德科学の論文』における「自然の法則」
 - (二) 「天理教普通教理」における「自然の法則」
 - (三) 「神道研究」における「自然の法則」
 - (四) 『東洋法制史序論』における「自然の法則」
- 三、構造要素間の比較
- 四、結論と課題

一 はじめに——問題意識と方法

広池千九郎博士の『道德科学の論文』¹及びそれ以降の著作に一貫して登場するキーワードの一つに、「自然の法則」という言葉がある。広池は、最高道德あるいはモラロジーの核心に触れる事柄を説明する際に、しばしばこの言葉に言及し、この言葉をもって議論に決着をつけたり、あるいは、説明を完了させたりしている。例えば、

「モラロジイの実質と内容とを形造って居る所の所謂最高道德は天地自然の大法則の異名であるので、シュプリーム・モラリティ (Supreme Morality) と云ふ語も従来欧米人の考へて居つた意味の道德ではなくして、今回は之を天地自然の大法則の意味に用ひてあるので御座ります。随つて此天地自然の大法則が人類の安心、平和并に幸福実現の原動力であつて人類進化の法則である事を科学的に証明せし所の新科学モラロジイは正に天地自然の大法則の全体を研究して創建せる学問でありますから、従来²⁾の精神科学の何れにも其類無きものであります。」

とある。これは、広池が七十歳の時に出版した『モラロジイ教育に関する基礎的重要書類』という著作の一節であるが、ここにおいて「天地自然の大法則」「自然の法則」(同じ)という言葉は、最高道德の「異名」であるとも、モラロジイの研究対象であるとも、あるいは、最高道德の実践原理を根底において支えかつ生かしている「原動力」であるとも述べられている。この記述からも窺えるように、「自然の法則」がモラロジイならびに最高道德を理解する上でいかに重要な概念であるかは明らかである。しかし、この「自然の法則」は、はたしてブラックスボックス的概念なのであるうか、それとも、内部にきちんとした構造を備えたホワイトボックス的概念なのであるうか。

私は、自然科学の領域の学問を専攻してきたこともあって、広池の「自然の法則」という言葉には特別の関心を抱いてきた。数年前になるが、広池の「自然の法則」の意味を理解しようとして実証的・分析的³⁾の研究を手掛け、『論文』における「自然の法則」の意味の構造分析を試みた小論を発表したことがある。そこにおいて、広池の「自然の法則」という概念には構造が埋め込まれていること、また、その構造が広池の道德思想を特徴あるもの

としていることを確認した。そこで、次に着手したことは、『論文』における「自然の法則」に見られた構造を手掛かりとして、それと同型の構造を、広池の生涯というパースペクティブのなかで、一体どの時期まで逆上って確認可能なかを探ることであった。この比較構造分析という手法を採用することによって、単に同一の言葉が出現しているか否かというレベルを越えて、その言葉に込められた意味の広がり⁴⁾にまで踏み込んで同型性 (isomorphism) を確認できるようになった。そのため、これは歴史的人物の生涯における思想の通時的形態を論じたり、その思想に一貫するものの存在を見極めたいというような場合には、有効な手法となり得るのではないかと思われる。

今回は、広池の生涯を再晩年から明治三十八年まで逆上ることによって、『論文』とそれとは異なる時期に書かれた広池の三つの著作を取り上げ、『論文』を対象として行った方法で「自然の法則」という言葉の意味を分析・構造化した上で、各時期の構造を比較した。三つの著作の第一は、「天理教普通教理」である。これは、明治四十四年に天理中学校の卒業生三名の申し出を受け、天理教の教理を広池自ら学生と起居を共にしつつ教育・実践した成果として草稿をまとめ、後に大正元年の大患の際に大幅な加筆訂正を行ったものである。第二は、天理教と出会う以前の明治四十一年に、神宮皇学館で行った講義録の「神道研究」である。第三は、明治三十八年に専門学研究成果として出版された『東洋法制史序論』である。

本小論においては、二で、広池の四つの著作における「自然の法則」という言葉の意味の構造分析を行い、三で、それらの相互比較を試み、そして、四で、結論と課題に言及することにする。

二 「自然の法則」という言葉の比較構造分析

(一) 『道德科学の論文』における「自然の法則」

広池のモラロジー研究ならびに最高道德論は『論文』においてはじめて体系化された。それゆえ、『論文』における「自然の法則」という言葉には、モラロジーにおけるこの言葉の典型的な使用法と意味が現出していると考ええてよいだろう。『論文』における「自然の法則」という言葉を抽出・分類し、構造化してみたところ、次のようになった。

- | |
|------------------------------|
| (1) 自然／神、宇宙 |
| (2) 自然の法則 |
| (3) 自然の法則と人間 |
| (4) 自然の法則にたいする違反／心 |
| (5) 自然の法則に回帰しうるか／聖人の教説 |
| (6) 湮滅していた聖人の教説を再び蘇らせた／モラロジー |
| (7) 実践の核心／慈悲、至誠、誠 |

これらの各項目を詳しく見て行くことにしよう。

(1) 自然／神、宇宙

広池の道德思想において、「自然」とは何かという問題はどのように扱われているのだろうか。広池の基本的見解は明確に「神と宇宙と自然との同一なること」⁶と述べられているが、ここに広池の自然理解の特徴が示されている。

(2) 自然の法則

「自然」とは何かに続き、「自然の法則」はどのようにとらえられているのだろうか。これは、「この宇宙及び人類社会を支配する大自然の法則は太初の神へ本体」の建設的努力にその端を発し」⁷たものであるとしているように、単に神から発したというだけでなく、神の建設的努力、すなわち、生み育てるといふ生成化育の性質から発したものであるとしているところに、大きな特徴がある。

(3) 自然の法則と人間

「自然の法則」と「人間」とはいかなる関係のもとにとらえられているのだろうか。「宇宙には自然の法則あり、人類はその法則によりて発生し且つ発達して今日に至った」⁸とあることから、人類の中に「自然の法則」が貫徹していることが示されている。また、「自然の法則」という言葉ではなく、「自然界」という言葉を用いて、「私ども人間は、既述のごとくに、この宇宙の自然界に発生したる現象の一つであって、この自然界の支配を受けて生存・発達もしくは変化を遂ぐるのであります」⁹とも、「われわれ人間は自然界の力(神)によりて自然界に生まれ出で、自然の力へ神の力」により養育されつつある」¹⁰とも記していることから、人間を自然の子としてとら

えていることは明らかである。

広池は、このような人間は、「宇宙自然の法則に従わねばならぬ」という。「自然の法則」により生み出された人間は、もともと「自然の法則」の内部に存在しているのであって、「宇宙自然の法則に従わねばならぬ」と言われるまでもなく、すでに百パーセント従っているのではないのか、と疑問に思われた方もおられるのではないだろうか。

この点の解明に先立って、広池の人間観を見ておく必要がある。広池は人間を肉体と心に分けて説明している。まず肉体に関しては、「私ども自身の肉体をはじめ森羅万象一切を挙げてこれを神の肉体の一部分として尊敬する」と述べ、次いで心に関しては、「私どもの心をもって神の心の分霊となす」と述べている。すなわち、広池はわれわれの肉体も心も共に神に由来するものにとらえていることがわかる。

(4) 自然の法則にたいする違反／心

広池は人間の「心」を「神の心の分霊」ととらえた上で、「その分霊の行為が本体の霊の法則と一致する場合には、その分霊は幸福となり、然らざる場合に不幸となるものと見なす」との見解を示している。このような議論は、「人間の自由意志」が認められてはじめて成立するものである。それゆえ、人間の心使いに注目するならば、人間の自由意志に基づく心使いが「自然の法則」に合う、あるいは、適わないという事態が生じることとなり、先に指摘しておいた、「自然の法則」に支配されている人間が、なぜ改めて「自然の法則」に従うことを要求されるのか、という問いに対する答えはここに得られたことになる。このようにして、「かくてモラロジーにおいて、その人間の精神作用の結果が人間のすべての行為を左右して神の心すなわち自然の法則に合うと適わぬとの

区別を生ぜしめ、その累積の結果が人間の運命に大影響あることが明らかになったのであります」と言われるのである。

では、「自然の法則」に対する違反は、どのようにして知ることができるのだろうか。広池は、「自己の不幸を嘆息しつつあるところの人たちの精神作用及び行為にして自然の法則及びその他の諸法則に悖反する部分が、みなその人たちの運命のいずれの部分にか現れてきて不幸を呈しておるのであります」と述べている。ここには、精神作用と行為が「自然の法則」からはずれた場合には不幸という形態を現出してくる、つまり、自然においてはこのような因果的法則が成立するとの見方が示されているのである。

(5) 自然の法則に回帰しうるか／聖人の教説

「自然の法則」に悖反した状態から、再び「自然の法則」に適合した状態に戻ることは、はたして可能なのだろうか。これはまさに、最高道徳における人心救済論の中心課題であるが、広池は、「諸聖人の開示せる教説及び事跡に一貫する原理としての最高道徳は天地自然の法則にほかならぬ」のであるから、諸聖人の説いた最高道徳を実行することにより、再び「自然の法則」に適合した状態に回帰し得ると述べている。例えば、「およそ愚なるものは自己の保存をも顧みずして墮落し、賢なるものは自己の保存及び発達にのみ苦勞して他を顧みず、これによって相互相争うて苦痛の生活を送っておるのであります。聖人これを憫みて、これに教うるに、「自己の保存及び発達のほか、他人を救済せんと欲する心になりて苦勞してみよ。自己の心身まず平和となりて、自己自ら救済され、同時に他人も救済されるに至るであろう」ということをもってせられたのであります」と、述べている。広池は、聖人の生き方、つまり、「聖人は上に向かっては神の心すなわち自然の法則に従い、下に向かっ

ては一般の民衆及び一切万有の要求に従い、もって天功を助けたのであります」といわれる生き方に、人間が真に道徳的に生きることの可能性を見いだしていたのである。²⁰

(6) 湮滅していた聖人の教説を再び蘇らせた／モラロジー

しかし、ここに重大な問題が潜んでいたのである。それは、「古聖人は古代において躬親ら厚く最高道徳を實行したまいしも、中古以来ほとんど湮滅しておったのであります」とも、「一面には人間の文化は漸次に進歩したれども、神的文化たる最高道徳が没却されておる」とも指摘されているように、今日では、古聖人が実行した最高道徳は「湮滅」し、「没却」されているため、何をどのように実行したらよいのか、わからなくなってしまうというのである。

広池は、このように「湮滅」し、「没却」されてしまった古聖人の最高道徳を、自らの道徳実行を通して現代に甦らせようとしたという。例えば、「今回私が永年これを研究の上、更に永い年月間親しく実行させていただったので、この最高道徳の生命が再びかように世界人類の間に甦ってきたのであります」とも、「いまや聖人を距ること年月久しくして、その最高道徳の内容・実質及びその実行の具体的方法全く不明瞭になってしまつて、これを時代に適合する最善の方法をもって世界の人類に首肯させて、これを開発することをなし得るものがないようになりおわつておったのであります。それを、不肖且つ不徳ながら、私が多年の研鑽と実行とによりて、そのいわゆる聖人正統の知徳一体の内容と実質とを具備するところの最高道徳を新科学モラロジーに組み立て、はじめてこれを時代の要求に應ずることにいたしましたのであります」とも、述べている。

(7) 実践の核心／慈悲、至誠、誠

古聖人が示し、また、広池が自らの道徳実践を通して甦らせることに成功した最高道徳においては、具体的に何をもって「自然の法則」に回帰しうる手がかりとしたのであろうか。それは「心使い」、特に「至誠」とか「慈悲」と言われる心使いである。

「至誠」については、「人間の至誠は天地自然の法則と同一」とし、「もし人間の至誠心が徹底して、いわゆる神（本体）の心たる自然の大法則に一致したらんには、その結果は、天地をして感動せしめ、超人的の好果を得るに至るものと教えられておるのであります」と、古聖人が体現した至誠心の偉大な威力を語っている。また、「慈悲」についても、「慈悲の心が真に自然の法則に適うのであります」と述べている。

さらにまた、「至誠」と「慈悲」の両者に言及しながら、その重要性を述べたものもある。「私どもがもし真に慈悲の心をもって「人心を開発したい、救済したい」という至誠が出来たならば、よく他人の中からその人の自然（神）より授かりおるところの至誠心を引き出すことが出来るのであります。」

このような『論文』の記述の分析的考察を通して、広池が「自然の法則」という言うときには、(1)から(7)にわたる構造的広がりや踏まえて語られていることが明らかになった。これによって、広池のいう「自然の法則」は、ブラックボックス的概念ではなくホワイトボックスの概念であることが明らかとなった。そしてこの構造は、全体として広池の道徳思想の形を特徴的に表現しているものと思われる。

次に、時間を逆上り、「天理教普通教理」「神道研究」「東洋法制史序論」を対象として、同様の分析的考察を継続していくことにしよう。

(二) 「天理教普通教理」における「自然の法則」

「天理教普通教理」は、広池が天理教入信後はじめて著した教理研究書であり、広池の天理教教理に対する体系的理解が詳細に記されている。この書物の中で、広池は「自然の法則」という言葉を多用している。そもそも、「天理教」の「天理」という言葉に対する広池の理解は、「天理は宇宙自然の大法則なり。故に予はもとより天理を敬う。今、天理教は宇宙根本神靈の啓示によりて、教祖真道弥広言知女尊の開かるるところなり。故にその教理は正に天理に一致す。これ宗名の然る所以なり」といったものであり、天理教の教理研究において、「自然の法則」という言葉は、ごく自然な形で使用されたものと思われる。はたしてここで使われている「自然の法則」は、『論文』で使われていた「自然の法則」と同じ意味を有しているのであろうか。そこでこの言葉を「天理教普通教理」から抽出・分類し、その意味を構造化してみたところ、次のようになった。⁽²⁾

- | | |
|-----|-------------------------------|
| (1) | 自然／神、宇宙 |
| (2) | 自然の法則 |
| (3) | 自然の法則と人間 |
| (4) | 自然の法則にたいする違反／心、意志の自由 |
| (5) | 自然の法則に回帰しうるか／聖人と天理教教祖と固有神道の教説 |
| (6) | 該等記述なし |
| (7) | 実践の核心／慈悲、誠 |

(1) 自然／神、宇宙
 「天理教普通教理」には、「宇宙自然は神なり」という表現が見られる。これは、先の『論文』における「神と宇宙と自然との同一なること」という表現における「神」「宇宙」「自然」が異なった組み合わせのもとに表現されているものの、内容的には同等とみなしてよいであらう。

(2) 自然の法則
 「自然」とは何かに引き続き、「自然の法則」はどのようにとらえられているのであろうか。広池は、「根本神靈の定められたる自然の法則」と述べているが、これも『論文』における「大自然の法則は太初神（本体）の建設的努力にその端を發し」という表現に通じるものをもっている。

(3) 自然の法則と人間
 「自然の法則」と「人間」はどのような関係にあるのだろうか。「宇宙の中に存在する吾人は、宇宙自然の法則と人事の法則とに支配せらる」と、人間に「自然の法則」の支配が及んでいることを示したうえで、その根拠を日本の古典や天理教教祖の教えにある「分霊」や「借りもの」といった考えに言及しながら、説明している。例えば、日本の古典からは、「記紀の記するところによれば、人類はもちろん、天地・日月・山川などより、動植鉱物まで、みな各々神性を具するようになって、その各個体は神の分霊であるというようになって」と述べ、天理教教祖の教えもこれに同じであるとしている。すなわち、「吾人日本民族の固有信仰においても、天理教教祖の示されるところによりても、神の本体は宇宙にして吾人人類はその分霊であり、而して、その肉体は

物質的宇宙の一部分を借りておるものであるというのである。然る時は所謂神は大宇宙 (macrocosm) にして、人は小宇宙 (microcosm) なり」と。ここにはすでに、肉体と心を分けて扱いつつも、それらはともに神に由来するものであるとしていた『論文』での扱い方が現れていることを確認できる。

(4) 自然の法則にたいする違反/心、意志の自由

このような神の「分霊」としての人間存在は、なぜ「自然の法則」からはずれてしまうのだろうか。広池は、「その心の本体は神と同じく極めて清浄なるものなり。ただ我が意志の自由によりて八埃を積み、これを曇らせている」とも、「我のものであるところの心にて因縁をつくる」と述べ、自分の心を与えられた「意志の自由」により、「自然の法則」にたいする違反を引き起こすと説いているが、これも『論文』における「人間の自由意志」による説明と同等である。

さて、「自然の法則」に対する違反はどのようにしてわかるのだろうか。それは「疾病」や「不幸」を通してわかるとしている。すなわち、「自己の応分の生活と娯楽とは、もとより神が人類各個の肉体および財産を貸与する時に許されたるところの自然の法則なれど、しかしながら、その分を越え境を越えて私欲を擅はしまにする時は、その自然の法則に悖反はいはんして疾病を招き、不幸を来たす事は嚴密なる統計を挙げるに及ばずして、人々の能く知られるところであろう」と。

(5) 自然の法則に回帰しうるか/聖人と天理教教祖と固有神道の教説、

このようにして「自然の法則」に「悖反」した状態から、再び適合した状態へと復帰することができるのだから。これは道徳実践にとつて最も重大な問題であるが、広池は、「自己の心の改良と善行とに依りこれを償う事ができ」とも、「その悔悟修養の程度において、各々その神性を發揮する事ができるといふ事になっている」とも述べて、その可能性を約束している。

広池は、「自然の法則」への回帰可能性の根拠を、固有神道、天理教、そして諸聖人の教説に言及しながら、次のように説明している。

固有神道については、次のようである。すなわち、「我が固有神道においては、既述のごとく神の絶対自由意思と人間の自由意思とを認めておるので、その人間の自由意思によりて、神の存在と勢力とを認めてこれに信頼する場合には、外部より無限力の神が出現して、我が信仰に感応してくる事になっておるので、その信仰は確實なる古典に歴史と証明されておるのである」と。

また、天理教については、「因縁即ち八埃を断除して神性に復する方法」として、「天理教の信仰は、古代神道の信仰と全く同一にして、その心を清くして神の慈悲心に同化し、もって己を捨てて人のため・世のためになる事を幾分にもさせてもらおうという犠牲の觀念が、即ち神意に一致するのであって」と、神性に復し得る根拠を指摘している。

さらにまた、諸聖人については、「例えば、外国にて最も偉大なる人を挙げれば、ソクラテス・キリスト・釈迦・孔子の類であつて、我が国において最も偉大なる者は天照大神で、これに次ぎては、そのほかの皇祖祖宗の大神達の御精神であり、近くは天理教教祖の精神のごとき類であるので、これらの靈魂は、これを倫理的にみても全く不滅のものと言いて宜しいのである。然り而して、この偉大なる人格即ち神格化せる人間の精神の不滅は、これ宇宙の自然法の恒久に存在して不滅なると同一であつて、常に人類の思想・行動を照らして、これを指導す

るものである。即ち吾人普通の人類が、その精神に憧憬し、その行為を敬慕し、而して、その勢力に依頼せんとする時は、その祖宗および偉人の精神は自己の精神内に宿りて、一つの勢力を加える事となつて、ここにその微弱なる自己の精神に向かつて勢力の増加を来たす道理である」と、「勢力」を与えてくれ、「指導」してくれとまで述べている。

(6) (一)の(6)に対応する記述は存在しない

(7) 実践の核心／慈悲、誠

「自然の法則」に回帰しうる可能性が示されたあと、では具体的にどのよう実践すればよいのかという実践論へと展開するのであるが、その実践の手掛かりは心にあると指摘されている。これは、固有神道では、「心身の穢を祓う」「心を空しくし清くする」と表現され、天理教では、「心の立てかえ」と表現されている。

固有神道では、「かくのごとく心身の穢を祓い、造化自然の本性を表しし場合においては」とも、「吾人人類が我が心を空しくし清くしたならば、明鏡止水のごとくに善悪悉くこれに映り、而して、悪に傾かんとするも能わざる事となつて善に赴き、皇祖皇宗の大神の御精神にも適い、宇宙自然の法則にも適い、健康・慶福・光栄おのずから至るであらう」とも、「心身を清くする場合に神が感応する」とも述べられている。

天理教では、「この故に天理教においては、その心を立てかえさせて、愛他本位・慈愛主義にならせて、その人を助けるのである。かくのごとく心の立て更えをして、その過去の罪惡を懺悔して、今後は自己を棄てて人のためになる事を努力するという様に決心したのが天理教の信仰であつて、これが神様に近づいたのであり、また神性に復しかけたのである。天理・神道に一致し、宇宙自然の法則に適うようになったのである」と、「心の立て更え」による実行が説かれている。

さらに、「慈悲」や「誠」といった心の在り方に触れながら、「誠の理」といい、真実の理といい、宇宙の真理といい、自然の法則といい、神の意思というの、みな、また同一のものである。而してこれを具体的に、且つ約束めていえば慈悲という事になるのである」とも、「一方には神の慈悲心に同化して自分も慈悲の心になり、而して一方には低き優しき柔らかき心となりて、その境遇に順応するという事は、宇宙の法則に順応し自然の法則に順応するのであつて、人事と自然とを一致させる方法である」とも、「人の心の誠が即ち神の心である、人はその心を磨きて誠にするのが道德の本である」とも述べている。

広池は、われわれを生み出したこの宇宙自然は、人間の誠に共鳴する感応的構造をもっているととらえていた。例えば、「悔悟の誠心は天地に通じ」とも、「誠心誠意に神が感応したものと思考せられる」とも、「心を誠にしようという心掛けになり、而して、これを実行すれば、その理が天地神明に通ぜぬというはずのない事は前にいえる通りである」とも述べている。

以上、「天理教普通教理」における「自然の法則」という言葉の意味を分析して得られた構造は、「論文」における「自然の法則」という言葉の意味の構造と、極めて類似しているといつてよいであらう。ここに、「自然の法則」という言葉からとらえた広池の道德思想には、「論文」と「天理教普通教理」において同型性がみとめられるといつてよいであらう。

(三) 「神道研究」における「自然の法則」

先の「天理教普通教理」の記述の中に「固有神道」という言葉が数多くみられる。現代神道である天理教の教理を論じながらなぜ固有神道が問題になるのか、と疑問に思われた方も少なくないのではなからうか。実は、「天理教普通教理」の副題は「日本固有神道の教理と現代神道の教理の比較研究論」というものであり、広池は、順序としては、まずはじめに日本の固有神道の研究に着手し、そこから現代神道十三派の研究に領域を拡大し、その中の一つである天理教において信仰を得たのであった。ここでは、天理教と出合う以前に書かれた「神道研究」を手掛かりとして、はたしてそこに「自然の法則」という言葉があるかどうか、もしあるとすればどのような意味で使用されていたのであろうか、ということ調べてみた。そこで明らかとなったことは、「自然の法則」という言葉は使用されているものの、「自然」という言葉に相当するものとしては、神道研究を開始した当初、つまり、明治四十一年には、「造化」あるいは「神」という言葉が用いられていたことが判明した。そこで、「造化」や「神」も含めて、「自然の法則」という言葉を抽出・分類し、その意味を構造化してみたところ、次のようになった。^⑧

- | | |
|-----|-------------|
| (1) | 造化／神 |
| (2) | 自然の法則 |
| (3) | 自然の法則と人間 |
| (4) | 心の汚れ／心のつかい方 |

- | | |
|-----|----------------------|
| (5) | 心を正しくして神の本性に復す／神道の教え |
| (6) | 該等記述なし |
| (7) | 実践の核心／慈愛 |

(1) 造化／神

広池は「神道講義」において、中国の神道と日本の神道を比較しながら話を展開している。「造化」あるいは「神」という言葉についても、「申は造化が万物を生み、かつこれを生成することを意味す。ゆえに神の字は、造化の本体もしくは作用を称する語として用いらるるに至りしなり」と、漢字の神の語源を示しながら、その意味を探求している。ここに述べてある、造化あるいは神という言葉は、『論文』における「自然」という言葉と同じと考えてよいであろう。さらに、「神」という言葉について、「神は天道と同一」とも、「神は万物を成育引のばして行くという事である」と述べている。

ここからは、『論文』では「自然の法則」の特徴として述べられていた生成化育が、「造化」や「神」の性質として述べられていることが確認できる。

(2) 自然の法則

「造化」と「神」に引き続き「自然の法則」はどのようにとらえられているのであろうか。広池は、「神道」の字義を説明して、「神」の字は「天神が万物を引き出す義を含めて作り」、「道」の字は「人の歩行することを意

味せし文字にして、これより転じて一直線に通ずる道路の名となりしものごとし。しこうしてその意味が更に転じて、道理とか法則とかいう意味として用いらる事となれり」と述べている。この「神」が「自然」と結び付き、「道」が「法則」と結び付くことよって、「神道」という言葉は、「自然の法則」という言葉に統一されたいったのではないだろうか。

次に、多少長めではあるが、「自然の法則」に言及した「神道研究」の一節を引用しておこう。「即ち人類が漸く神の性質の如何なるものなるかを知りて、神は無限の慈悲に止まらずして、自己の同類なる人間に向かつて、真実の道理を行うということが、神の心になうものなりとのことに心づきしことなり。ここに於て神に対する信仰は、単に神の威力に服するのみにあらずして、その吾人の住する宇宙に於ける自然の法則、及び人事の法則を以て、悉くこれを神の威稜の致す処となし、其の恩を感謝する如くになり、又我が身の根本たる父母祖先の恩を思いて、これを崇拜し祭祀することとなり、遂にこれに準じて、人格者並びに自然物にして、苟も物を育し、人類の用をなすものに対しては、皆これを根本神霊の威徳に比し、報本反始の典礼を説くこととなりし事は、前にも一言せる如くなり。」ここに、「自然の法則」は「神の威稜の致す処」ととらえられている。

(3) 自然の法則と人間

「自然の法則」と人間の関係は、神と人間の関係として、「心は神より人に賜りしもの。からだ及び物は貸し物なりとの観念となる」と説明されている。ここにおける特徴は、心と体をわけて、それぞれ「賜りしもの」と「貸し物」としていることである。心は「賜りしもの」というのは『論文』や「天理教普通教理」にみられた分霊の考え方と同じである。このように、心は神より「賜りしもの」であるがゆえに、「我が心、すなわち神なり

との観念生ず」ということにもなるのである。

(4) 心の汚れ／心のつかい方

神から賜った心と貸し物として与えられた身体をもつ人間存在は、なぜ「自然の法則」からはずれてしまうのだろうか。広池は、固有神道における考え方を、「大祓の詞の中に、種類の疾病および天然・人為の災害をもつて、皆人々の心の汚れによりて生ずる所なりとなし」と述べ、「幸・不幸は我が心のつかい方によるもの」であると明示している。この記述から、神から賜った心には、『論文』や「天理教普通教理」でいう「人間の自由意志」の考え方を認めることができるであろう。

(5) 心を正しくして神の本性に復す／神道の教え

人間ははたして、「心の汚れ」を取り払うことができるのだろうか。広池はできるといふ。すなわち、「心を正しくして神の本性に復すとは、吾が日本の倫理および神道の基礎的観念なり」と述べているが、これこそ、「自然の法則」に回帰しうる可能性を示した記述にほかならない。

(6) (一)の(6)に対応する記述は存在しない

(7) 実践の核心／慈愛

広池は、「心を正しくして神の本性に復す」ることの可能性を述べるに止まらず、さらに具体的に実践の核心を指摘している。その場合、神から賜った心が実践の手掛かりとなる。例えば、「神・仏・天道の実質たる慈愛をもって、その心となし且つこれを実際に行うを言う事なる事」とも、「己れを忘れて他を愛する事なり」とも述べている。

以上、天理教と出会う以前に著された「神道研究」に限定して、後の「自然の法則」において明らかとなる構造が確認できるか否かを分析してみたところ、ほぼ同型の構造が浮かび上がってきた。明治四十二年以降になると、この構造は神道研究の中で明確化されてくるのであるが、そこには現代神道である天理教を研究した成果が反映している可能性があるので、ここでの分析には含めないことにした。⁴¹⁾

(四) 『東洋法制史序論』における「自然の法則」

『東洋法制史序論』でも「自然の法則」という言葉が使われている。まずはじめに、「自然」という言葉の用法に注目してみたい。これは大きく二つに別れ、第一は、「所謂老荘の自然」という形で使用されている場合と、第二は、「自然法」という言葉の一部として使用されている場合がある。

老荘思想のコンテキストで「自然」や「自然の法則」という言葉が使われている例に、老子経四十九章の文章を採り上げて広池が解釈を加えた次の文章がある。「始め先づ自然と云ふものありて、道之に生じ、道ありて天地生じ、天地生じて人類之に生じ、而して王者即ち聖人其間に出でて人類を率ゐるものなり。故に人類の規則は

天地の道に同じく、天地の道は自然に同じく、随て人類の師表たる聖人は自然の法則 (Natural law) に従て百姓を見る事平等にして、初より分別の心なく、初めより分別の心なくの一句の趣旨は予の説にあらず。林注の説なり、只百姓の心には是れ副はむとするを努むべしとの事なるに似たり。⁴²⁾」ここで大変興味深いことは、老荘の「自然」を「ネイチャー」という英語と関係づけて論じていることである。また、もう一点指摘するならば、この文章で展開されている自然と人類と聖人の関係には、『論文』における「自然の法則」を分析・構造化したときに明らかとなった広池の道徳思想の主な要素が、すでに出揃っていることである。

『東洋法制史序論』において、「自然」という言葉が出てくるもう一つの場合は、「自然法」である。広池は、中国における立法の根拠にあるものを探求しながら、それは「天道」であるとし、さらに、その「天道」は「自然法」であると述べている。つまり、「天道と云ふ事を法律として見る時は、即ち現時日本の法律学書に於て自然法 (Natural law) と称するものにして、老荘の所謂自然と云ふものも其帰着する所は蓋し天道と同一のものなるが故に、此老荘の所謂自然の如きも亦自然法と云ふを得べきに似たり」⁴³⁾とも、あるいは、「自然法に当る天道説の如きは孔孟の学派并に老荘の学派の共に齊しく唱ふる所たりし事は前既に説く所の如し」⁴⁴⁾とも述べている。ここにおいて、「自然の法則」にも「自然法」にも、共に Natural law という英語が添えられていることから、これらが同等の表現であることがわかる。そして『東洋法制史序論』では、この「自然法」は主に「天道」という言葉で論じられているのである。そこで、「天道」という言葉を手掛かりとして、はたして『論文』において「自然の法則」という言葉で展開されたような意味の構造が見いだされるか否か、分析を試みてみた。そこで判明した構造は次のようである。

- | | |
|-----|--------------|
| (1) | 天道／威靈 |
| (2) | 天道／神靈の行為 |
| (3) | 天道と人類 |
| (4) | 天道にたいする違反／人心 |
| (5) | 天道と聖人の法 |
| (6) | 該等記述なし |
| (7) | 天道と行為論 |

(1) 天道／威靈

『論文』において「神と宇宙と自然との同一なること」と述べられていた神や宇宙や自然に相当するものは、「威靈」すなわち「天道」であると述べられている。ここに「天道」とは、を説明した文章を引用しておくことにする。「中国に於ける祭祀の起原が、恐怖、尊敬、尊敬、靈魂不滅の信仰、若しくは報恩の念等に基く事は勿論なるべきも、其之を崇拜して神明と仰ぐに至りし所以の動機は、一に天地万物が各自不可思議の威靈を有して、冥々の裡人間の運命を左右し、之を賞罰するの力までありとの信仰心に基くものと思考せらるるなり。天道とは即ち此天地万物の含有する不可思議の威靈を称する名にして、換言すれば神靈の行為 (Divine dealing) とも云ふべきもの名なり。而して天の威靈は他に比して特に広大なりとの觀念より、故らに天道と称せしもの如し。而して天道は一に或は天命と云ひ、天の明命と云ひ、又或は略しては単に天と云ひ命と云ふ事もあるなり。」⁽³⁶⁾

に、「天道」と「天」が同等の概念であることが示されている。

(2) 天道／神靈の行為

先の引用文にある「神靈の行為 (Divine dealing)」という言葉が、天道の作用的側面、すなわち、「自然の法則」を表しているものと考えられる。

(3) 天道と人類

広池は「天道」と人間の関係について、老荘の説と孔孟の説を採り上げて、次のように述べている。まず、老荘の説では、「人類はもと天地と同一の形質を禀受するものなれば、其本性常に此法則に一致すべく造られたり」⁽³⁷⁾とし、次に、孔孟の説では、「人類は天地の中へ古人、中を以て中和の氣と解くものあり」を得て生まれたるものなり⁽³⁸⁾とも、「人類が天地と其形質を同じくすとの思想の行はれたる証は…人類は天地の生む所にして万物の中最も靈妙なるものなりとの事にして」⁽³⁹⁾とも述べ、天地の子として人類がとらえられていることを示している。次に、このようにして天地の子として生み出された人類の「本性」が探求されている。ここでは、孔子と孟子の説に言及した一節を示すことにしよう。「孔子は此意義を繼承して、人類の性は概して善なるものとせり。…孟子に至り更に一步を進めて、大に人類の本性を攻究し、遂に其本性は概して皆(一)善にして、(二)先天的に良心 (Conscience) と理性 (Reason) とを具へ、(三)其間亦等級も之ありと云へり。」⁽⁴⁰⁾

(4) 天道にたいする違反／人心

本性において善である人間が悪を行うという問題は、どのように説明されるのであろうか。それは人間の心、すなわち、「道心」と「人心」の問題である。これについて広池は、「道心とは善心と云ふ事にて、即ち道心とは人の本性なり。されど人類の道心は常に微なるものにて、且又、人類には別に人心即ち情慾 (Sensuality) と云ふ危険なものあり。故に注意して其中を執れ」とあるように、「中」からはずれる「人心」の存在が指摘されるのである。広池は、この人心をコントロールする方法を探索し、「予輩は是に於てか更に中国に在りて人心を支配する最上の主宰者は実に天道なりし事を知れり」と述べている。

この「最上の主宰者」である「天道」の作用については、「天道は善に與し悪を惡み、冥々の間、人類の賞罰を掌るものと信ぜられてあり」とも、「天は正直にして、善惡に対しては必ず信賞必罰の威力を現はすものとの事を云へり」とも、あるいは、「中の徳即ち人類の性命たり。何となれば、中の徳は天地が人類を生成せる元素なればなり。是を以て此性命を全うせむとするものは中の徳に従はざるべからず。故に、これに従ふものは神明に愛せられ、これに背きて不敬なるものは神明に罰せらるるとの觀念にして、これによれば天地が中の徳を嘉するものなりとの觀念ありし事、疑ふべきなし」とも述べ、天による賞罰の觀念が存在していたことを明らかにしている。

(5) 天道と聖人の法

「聖人」は、天と人との中間に位置し、天道にしたがって人類を導く存在であるとして、「聖人の徳は天道に一致す…聖人なるもの其平常の用意と主義とは、天意に契合する所の善徳を以て天下を化育（即ち教育）するに

在り」ととらえられ、ここに注記された「教育」については、「教育の要は天命に従ひ人の性を全くするに在り」とその本来の意味を示している。

このような聖人の説く教えは「聖人の法」と呼ばれ、「蓋し聖人の法は天道の示現にして、只無形の時に天道と云ひ、之を人為に形はせば聖人の法と称するもの」、あるいは、「聖人の法は、上天道に一致し、下人民の総意に一致すと云ふ觀念あり」といった特色を備えている。例えば、「孔孟の所謂聖人の法は、教訓を本として制裁を次とせるものなれば、其状宛も春日の温和にして能く万物の發育を助くるが如き觀ありき」と述べられていることから、聖人の法は、化育、發育、そして、教育を助けることに重点が置かれていることがわかる。

(6) (一)の(6)に対応する記述は存在しない

(7) 天道と行為論

『東洋法制史序論』は副題に「東洋に於ける法律と云ふ語の意義の研究」とあるように、法律の基礎を研究した専門書であるため、道徳実践論に踏み込んだ記述はほとんどみられない。しかし、ごくわずかではあるが、「誠は、実に天意の実体」とか、「天地の実体たる中和正直を以て人類最上の行為なりとせしは当然」といった記述が見られると共に、このような心に基づく行為は「天功を助ける」ことになると述べられている。すなわち、「人事百般の善事は皆天意の命する所と思惟し、各自其職分を勤むる時は之を天功を助くるものとせり」と。

以上の分析的考察を通して、『論文』において「自然の法則」という言葉で展開されることになる広池の道徳思想の構造的特徴は、すでに『東洋法制史序論』において「天道」という言葉の中に埋め込まれていることがわかった。もし、「自然の法則」という言葉の意味の構造分析を、厳密に「自然の法則」という言葉にのみ限定して行うとするなら、『東洋法制史序論』ではその分析作業は断念せざるを得なかったであろう。ところが、言葉の意味の構造に注目したことにより、「天道」という言葉を手掛かりとして、『論文』の「自然の法則」と同型の構造が存在することを明らかにすることができたのである。ここにおいて意味の構造に注目することのメリットが示されたものと思われる。

三 構造要素間の比較

ここでは、『論文』「天理教普通教理」「神道研究」「東洋法制史序論」のそれぞれについて、「自然の法則」の構造における重要項目として抽出した各項目について、通時的に比較しその間の変化を見ていくことにしたい。項目の見出しは、便宜的に『論文』の構造分析で示した見出しを掲げておくことにする。

(1) 自然／神、宇宙

『東洋法制史序論』で「天道」は「威靈」としてとらえられていたが、「神道研究」では「神は天道と同一」として、「天道」は「神」と同一とされている。「天理教普通教理」では「宇宙自然は神なり」として、「神」は「宇宙自然」と同一とされ、『論文』では「神と宇宙と自然との同一なること」として相互の同一性が示されている。

「自然」という言葉をもって表現される概念の確定には、研究対象に伴う、中国、日本、天理教といった個別のな場を越えて、普遍的に展開し得る概念の探求があった、とみることができよう。

(2) 自然の法則

『東洋法制史序論』で「天道」は「自然法(Natural law)」としてとらえられていたが、これはまた、「自然の法則(Natural law)」とも表現されていた。この「自然の法則」は、古代中国のコンテキストでは「神靈の行為」とされ、「神道研究」では「神の威稜の致す処」とされ、「天理教普通教理」では、「根本神靈の定められたる自然の法則」と表現され、『論文』では、「大自然の法則は大初(神)の建設的努力にその端を発したものである」とされている。

『論文』における「自然の法則」は、法律を中心として論じた『東洋法制史序論』の「自然の法則」——「自然法」——と比べ、意味の内包が拡大している。それは法律の研究から、道徳の研究に拡大したときにもたらされた実践的体験による内容的充実が付加されたためであろうと考えられる。

(3) 自然の法則と人間

『東洋法制史序論』には、人類の「形質」や「本性」に言及した議論はあるが、「神道研究」にあるような「心は神より人に賜りしもの」という「心」に焦点を絞った議論はない。この「神道研究」にみられる考え方は「天理教普通教理」に引き継がれ、「分靈」という言葉で明確に表現されることになった。この分靈という言葉は『論文』でも、引き続き用いられている。

(4) 自然の法則にたいする違反／心

『東洋法制史序論』では「中」からはずれる「人心」が問題にされるが、「神道研究」ではさらに明確に「心のつかい方」に注目し、「天理教普通教理」では「意志の自由」による「心」の使い方が論じられ、『論文』でも「人間の自由意志」に基づく心使いの重要性が展開されている。人間が自然の法則に違反することの根本的原因は、この自由意志にあるとされている。

(5) 自然の法則に回帰しうるか／聖人の教説

『東洋法制史序論』では「聖人」による「化育」や「教育」の可能性が示されているが、「神道研究」では「心を正しくして神の本性に復する」と「心」に焦点が当てられ、「天理教普通教理」では固有神道、天理教、そして、聖人の教えに言及しながら、「神性に復する」ことの可能性が示され、『論文』では、「諸聖人」が説いた「最高道德」を実行することにより「自然の法則」に適合することができるとしている。

(6) 湮滅していた聖人の教説を再び蘇らせた／モラロジー

この記述は『論文』にしかない。つまり、どのようにしたら最高道德が実行できるのかという問題に対し、現代の学問的知見を援用しながら実行方法を体系的に明らかにしたのがモラロジーであるという。これこそまさに、モラロジーの存在理由を示したものといっていよいであろう。

(7) 実践の核心／慈悲、至誠、誠

『東洋法制史序論』では「誠」や「中和正直」といった徳目が挙げられているが、これらは道德実践を促す目的で取り上げられたものではなかった。「神道研究」では「慈愛」や「己を忘れて他を愛する事」が示されているが、広池が道德実践の重要性を真正面から受け止めた後に著された「天理教普通教理」では、固有神道の「心を空しくし清く」すること、天理教の「心の立てかえ」、さらにまた、「慈悲」や「誠」が道德実践の手掛かりであることが示され、『論文』では、さらに道德実践の核心的手掛かりとして、「至誠」や「慈悲」といった心の在り方が詳しく論じられている。

以上、「自然の法則」という言葉の意味の構造を各要素ごとに取り出し、その変遷を時間を追ってたどってみることに、要素レベルでも共通性がほぼ保たれていることが確認できたといっていよいであろう。そしてその間に、全体的特色としては、道德実践の観点が次第に明確化されてきたことを指摘しておかなくてはならない。

四 結論と課題

本小論で取り組んだ問題は、多くの読者がすでに何となく感じ取っておられ、すでに自分なりの結論を得ておられるようなことであるかもしれない。しかし、学問研究においては、その何となくわかっているという部分を明確化することは重要な意義をもっている、と考えられる。漠然としていることを明確にするためには、研究方法を確定し、論証を行わなければならない。今回採用した比較構造分析とそれによる同型性の確定という方法により、目的である論証はある程度達成できたのではないかと考えている。

本小論で明らかとなった事柄を四点、指摘しておくことにする。

第一は、広池が使用した「自然の法則」という言葉は、ブラックボックス的概念ではなく、きちんとした構造をそなえたホワイトボックス的概念であることが明らかになったことである。

第二は、「自然の法則」という言葉の意味の構造が、広池の道德思想に特徴的な形を与えていることである。その形は次のように要約できるだろう。

「自然」の生成化育する働き、すなわち「自然の法則」によって生み出された人間は、「肉体」も「心」も「自然の法則」によって貫徹されているにもかかわらず、心に与えられた自由意志により「自然の法則」に悖反することがある。「自然の法則」に悖反し、不幸や病に苦しんでいる状態から、再び「自然の法則」に適合した状態へ回帰することはできるのであろうか。これこそ道德実行論にかかわる重大問題である。この回帰可能性は聖人の最高道德に説かれていたのであるが、聖人の教えは長らく湮滅し実行方法がわからなくなっていた。広池は学問研究と自らの道德実践を通して、どのようにしたら最高道德を実行できるのかを再発見し、その成果をモラロジーという学問に体系化した。最高道德実行の要となる手掛かりは、至誠とか慈悲と呼ばれる心使いにあること、またこれらの心使いこそ「自然の法則」に適合する心使いにほかならないことを、自らの体験を通して確認したと述べている。

ここに広池の道德思想の特徴的な形が表現されている。⁽⁶⁴⁾

第三は、時期を異にする広池の著作において、このような構造が存在するか否かを探ってみたところ、広池の道德思想——少なくとも明治三十八年以降の道德思想——に一貫するもの、つまり、同型の構造が存在することが明らかとなったことである。

第四は、これにより、広池の道德思想の基本構造は、天理教の信仰を得ることによってはじめて形成されたものではなく、それ以前から広池が構想していたものであることが明らかとなったことである。

この点に関しては、すぐに、それでは広池が天理教に入信することで得たものは何であったのか、という問いが提起されるであろう。しかしこの問いに関しては、すでに広池は自らの言葉で明確に解答を与えているので、その言葉を次に示しておこう。

「しかるに今回、私は矢納会長に接触して、その卓越せる精神的感化を受け、かつ自らはじめて人心救済を実行した結果、私の過去における信仰、道德及び人生観は、ここに一大変化を起したのであります。すなわち前第一章にも一言せるごとくに、私は若年のころより神仏を信ずると同時に、日本及び中国の古典をはじめ浩瀚なる仏教の教典（漢訳による）及びキリスト教の教典を研究しておったのでありますが、いまだその真理を自己の精神及び行為に実現して、世界の人類を開発しかつ救済するときことは、夢にも考えておらなかつたことであります。しかるに今親しく人心救済を実行した結果、その年来体得せるところの世界諸聖人の実現せるところの信仰及び道德の原理は、躍如として私の精神の中にその潑刺たる生命を現出したのであります。かくて私ははじめて更生の途に上り、神の御心に救われることになったのであります。」⁽⁶⁵⁾

ここにあるように、はじめて天理教の信仰を得ることになった勢山支教会会長矢納幸吉と出会い、人心救済を手掛けたことにより、「年来体得」していた「世界諸聖人の実現せるところの信仰及び道德の原理」が、「躍如として私の精神の中にその潑刺たる生命を現出した」と述べていること、また、「更生の途に上り、神の御心に救わ

ることになった」としていることこそ、広池が天理教に入信したことで得た大きな成果にほかならないといえるであろう。

次に、残された課題について、一言述べておきたい。

本小論で確認した広池の道德思想の構造は、どの時期まで逆上ってその同型性を確認できるのか、という問題が残されている。さらに早い時期にまで広池の生涯を逆上り、皇室研究、歴史研究、そして、青年期の教育者としての活動の中にこれと同型の道德思想が見いだされるか否か探究する必要があるが、これは将来の研究課題である。今のところ、少なくとも『中津歴史』(明治二十四年十二月発行)には、「自然の法則」という言葉が使われていることはわかっている。いつかそれを抽出・分類し、意味の構造化が可能か否かを見極めてみたいと思っている。ひよっとしたら、『東洋法制史序論』における「天道」のように、他の言葉で構造分析を試みなければ同型性が浮かび上がってこないことも十分考えられる。

〈注〉

(1) 広池千九郎『新科学としてのモラロジーを確立するための試みとしての道德科学の論文』(広池学園出版部、昭和三年十二月二十五日初版、昭和六十一年四月五日「新版」第一刷発行)。「新版」は、本論が第一冊から第

九冊、付録が第十冊、そして別巻が総目録・索引といった構成になっている。以下「論文」と略記し、その後ろに①といった形で冊数を示すことにする。
(2) 広池千九郎『モラロジー教育に関する基礎的重要

書類』(道德科学研究所、昭和十一年、四五―四六ページ)、後に、『復刻版 広池千九郎モラロジー選集 2』(財団法人モラロジー研究所、昭和五十一年、二九九―三〇〇ページ)に収録された。

(3) 立木教夫「広池千九郎博士がとらえた「自然の法則」——「自然」と「道德」はいかにかわっているか——『比較文明研究』(第一号、麗澤大学比較文明研究センター、一九九六年)。私はこの論文のテーマを再考察する必要性を感じている。その理由は二つあり、第一は、伊東俊太郎教授の『一語の辞典』自然(三省堂、一九九九年)という文献を読み、ここに示された知見をもとに、広池の自然という言葉の用法を再度吟味してみたいと思ったからであり、また第二は、前回は専ら「自然」という名詞を中心に考察を行ったが、「自然な」という形容詞的・副詞的様態の考察が必要だと感じているからである。

(4) ここでは「神道研究」ということで、遺稿「神道講義」(明治四十一年)、遺稿「神祇史」(明治四十一年推定)、遺稿「神道及び神道史」(明治四十一年推定)、遺稿「神道史」(明治四十一年推定)、遺稿「神道史総論」(明治四十一年推定)を指すこととする。

(5) 広池千九郎『東洋法制史序論』(早稲田大学出版部、

明治三十八年)、後に、広池千九郎『広池千九郎全集(二)』(広池学園事業部、昭和十二年)、また、広池千九郎著・内田智雄校訂『東洋法制史研究』(創文社、一九八三年)に収録された。

- (6) 広池千九郎『論文』⑦二四七ページ。
- (7) 前掲書、⑦四二一ページ。
- (8) 前掲書、⑦一四三ページ。
- (9) 前掲書、⑦一七〇ページ。
- (10) 前掲書、⑧二二二ページ。
- (11) 前掲書、①序一ページ。
- (12) 前掲書、⑦二四八ページ。
- (13) 前掲書、⑦二四九ページ。
- (14) 前掲書、⑦二四九ページ。
- (15) 前掲書、⑦一七二ページ。
- (16) 前掲書、⑨三八ページ。
- (17) 前掲書、⑨二〇八ページ。
- (18) 前掲書、⑧六一ページ。
- (19) 前掲書、⑥二二二ページ。
- (20) 前掲書、⑦四〇四ページ。
- (21) 前掲書、⑦三六三ページ。
- (22) 前掲書、⑥二二四ページ。
- (23) 前掲書、⑦三六三―三六四ページ。

- (24) 前掲書、⑦三六五ページ。
 (25) 前掲書、⑨一三九ページ。
 (26) 前掲書、⑥二二三ページ。
 (27) 前掲書、⑧三三〇ページ。
 (28) 前掲書、⑧三八〇ページ。
 (29) 本節における以下の引用はすべて遺稿「天理教普通教理」による。
 (30) 本節における以下の引用はすべて遺稿「神道研究」——注(4)参照——による。
 (31) この間の神道研究は、一九九六年九月九日の研究部ゼミにおいて、広池千九郎の『神社崇敬と宗教』(日月社、大正四年)を中心に、「広池千九郎博士がとらえた「自然の法則」——明治四十二年から明治四十四年の時期における展開——」として発表した。
 (32) 広池千九郎著・内田智雄校訂『東洋法制史研究』五一—五二ページ。
 (33) この問題については注(3)に掲げた論文で論じた。
 (34) 広池千九郎著・内田智雄校訂、前掲書、一四〇ページ。
 (35) 前掲書、一四〇ページ。
 (36) 前掲書、七八ページ。

- (37) 前掲書、一四四ページ。
 (38) 前掲書、九〇ページ。
 (39) 前掲書、一四六ページ。
 (40) 前掲書、一四七ページ。
 (41) 前掲書、一四六ページ。
 (42) 前掲書、八九ページ。
 (43) 前掲書、八九ページ。
 (44) 前掲書、七九ページ。
 (45) 前掲書、九〇ページ。
 (46) 前掲書、一一九ページ。
 (47) 前掲書、八二ページ。
 (48) 前掲書、一一〇—一一一ページ。
 (49) 前掲書、一一三ページ。
 (50) 前掲書、一一一—一一二ページ。
 (51) 前掲書、九一ページ。
 (52) 前掲書、九一—九二ページ。
 (53) 前掲書、七九ページ。
 (54) この広池の道德思想の形について、永安幸正麗澤大学国際経済学部教授・モラロジ—研究所研究部部長から、興味深い御指摘をいただいた。内村鑑三が明治四十二年三月十日に発表した「贖罪の真義と其事實」(『内村鑑三全集』第十六卷、岩波書店、一九

八二年、二六〇—二六五ページ)における「法則」に言及した議論を示し、「広池の場合も同じ。明治人の発想でしようか」とのコメントを頂戴した。広池がキリスト教を真剣に研究し相当深く関係していたことは事実であるし、『論文』においてもキリストを聖人の一人としてとりあげて論じている。はたしてどのような形で、キリスト教思想の影響が広池の道德思想に反映しているのだろうか、またどのように広池の道德思想の形に浸透しているであろうか。私には、広池の道德思想の形で取り上げた、自然の法則に悖反したものがもう一度自然の法則に立ち返ることができるか、といったテーゼなどは、内村が「一たび破れたる神と人との関係を回復する」(二六三ページ)と記しているようなことと、深いところで底通しているように思われる。次に参考のために、内村の文章の一節を引用しておくことにしよう。

「神と人との関係に於ても同じである、調和は容易であるやうで容易でない、縦し神は無条件にて赦すと言ひ給ふとも人は斯かる赦免を信ぜんと欲して信ずることが出来ない、是れ何にも必しも彼の心が頑剛にして疑念深いからである計りではない、是れに

は深い靈性上の理由が在るのである。靈と靈との関係は物と物との関係に異ならない、即ち二者共に或る法則に従はざれば和合一致する事は出来ないのである、木と石とを合せんと欲してもたゞ単に結合を望んだだけでは出来ない、木の性を考へ、石の質に循て二者の結合を計るにあらざれば結合は決して永久的のものではない、其如く聖き神の靈と穢れたる人の靈とは一定の法則に由てのみ和合一致することが出来る、物と物との間に物質的法則即ち天則が行はる、やうに靈と靈との間に靈的法則即ち道義が動らいて居る、此法則に従はずして、縦令父子たりと雖も其親しき関係を持続することは出来ない、神は愛なりと云ひてすべての法則を離れて動らき給ふ者のやうに思ふは大なる間違である。

而して贖罪の文字を以て表はされたる靈性上の事實は一たび破れたる神と人との関係を回復するに必要であるのである、仲裁者あり、罪の消滅あり、神の側に於ては慈悲の振興あり、人の側に於ては悔改の喚起ありて始めてより、高き靈とより、低き靈とが相抱合し、相接吻するのである。ナゼ爾うである乎と問ふ者があれば、事實爾うであると答ふるまで、斯くするは靈の法則である、靈は斯くせざれば

和合一致せざる者であると云ふまである、霊にも亦其自然性がある。即ち其特性と常習とがある、ナゼ爾うである乎は問ふも無益である、ナゼ鳥は飛んで、虫は匍うか、ナゼ水は流れて石は重いか、ナゼ仲保者の血と涙とに破れし友誼を恢復するの能力がある乎、此等の問題に対して吾人は「神斯く命じ給

へり」とか、「是れ彼等の自然性なり」とか答ふるより他に途がないのである。」(二六三ページ)
(55) 広池千九郎『回顧録』(広池学園出版部、一九九一年)、一五ページ。

*本稿は、モラロジ―研究所研究部で一九九六年度から三年間かけて行った研究の成果であり、モラロジ―研究所柏生涯学習センターで一九九九年一月三十・三十一日に開催された第二十六回「モラロジ―研究発表会」で発表した原稿を大幅に加筆したものである。また、本小論の構想段階で相談に乗って頂き、草稿を読んで頂いた、井出元麗澤大学外国語学部教授・モラロジ―研究所研究部副部長・広池博士研究室室長に感謝いたします。